

## 【指定管理者制度の導入手続】

町では、公の施設のサービスの向上と行政経費の削減を図り、町民ニーズに効果的、効率的に対応していくために、指定管理者の指定手続に関する条例を制定し、制度の導入に向け、準備を進めています。

指定手続に関する条例、規則、要綱の制定

- H19.9 指定管理者の指定手続に係る条例のパブリックコメントを実施
- H19.10 パブリックコメントの実施結果を公表（意見なし）
- H20.6 洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、施行規則及び事務処理要綱を制定

今後のスケジュール

年月	内容
H20.8	指定管理者導入に係る施設条例の改正案に関するパブリックコメントを実施
H20.9	パブリックコメントの結果を公表 指定管理者導入に係る施設条例の改正案を議会に提案
H20.10 ~ 20.11	募集の方法、スケジュール等の公表
H20.10	指定手続のスケジュール概要（公募の場合） 公募 募集要項の公表、受付（回覧、HP等） ↓（周知期間2週間、受付期間2週間）
H20.11	選考 総合的に外部有識者を交え候補者を選定 公募によらない方法で、指定候補者を選定する場合があります。
H20.12	指定管理者の指定の議決及び指定管理者導入に係る債務負担の議決
H21.1	指定管理者との協定の締結
H21.4~	指定管理者による管理の開始

## 【指定管理者制度のしくみ】

指定管理者制度では、管理を行う団体の範囲について法律上特段の制約はなく、行政処分に当たる使用許可も含めて指定管理者が管理を代行することができますが、公共の利益のために多数の住民に対して均等にサービスを提供することを目的とする公の施設として、その適正な管理を確保するため、次のような仕組みが法律上整備されています。

公の施設の適正な管理を確保するためのしくみ	
平等利用の確保	指定管理者には、町民の平等利用の確保、差別的取扱いの禁止が法律上直接義務づけられています。
条例の制定	指定の手続き、指定管理者に行わせる業務の具体的範囲、管理の基準はあらかじめ条例で定め、指定管理者はこの基準に沿って管理を行います。
外部有識者を交えた選考	指定管理者の候補者を選考する際には、外部の有識者を交えて行うこととしており、公平性、透明性を確保しております。
指定の議決	条例に基づき、個々の指定管理者を、期間を定め、議会の議決を経て、指定します。
事業報告書	指定管理者は、毎年度終了後、町に事業報告書を提出し、町は、指定管理者による管理の状況をチェックします。
指定の取消等	町は、指定管理者に対し適正な管理を行うために必要な調査や指示を行い、指示に従わない場合は、指定の取り消しや業務の停止を命じることができます。
権限の範囲	指定管理者は、条例の定めにより施設の使用許可を行うことが可能ですが、使用料の強制徴収や不服申立の決定などの行政処分権限を代行することはできません。

## ◆消費者連絡会だより◆

### 野菜の色によるみなぎるパワー

鮮やかな野菜の色には、健康効果が隠されており、脂溶性と水溶性の2種類に分けることができます。例えばほうれん草は茹でてでも色はぬけません、ナスは色あせてしまうなどが良い例です。

	クロフィル/緑色	ほうれん草、ブロッコリー、緑ピーマン等
脂溶性色素	カロチノイド	カロテン(にんじん、オレンジ等)
	カロテン類/赤~黄橙色	カロテン(緑黄色野菜全般)
	カロチノイド	カロテン(あんず等)
	キサントフィル類/赤色~黄橙色~黄色	リコペン(トマト、スイカ等)
	キサントフィル類/赤色~黄橙色~黄色	クリプトキサントフェン(トウモロコシ等)
	キサントフィル類/赤色~黄橙色~黄色	ルテイン(緑黄色野菜)
	キサントフィル類/赤色~黄橙色~黄色	ゼアキサントフェン(トウモロコシ、柿等)
水溶性色素	フラボノイド/無色~淡黄色、赤色~紫色	アントシアニン(ブドウ、茄子、イチゴ等)
	フラボノイド/無色~淡黄色、赤色~紫色	フラボン(玉ねぎ、大豆等)
	フラボノイド/無色~淡黄色、赤色~紫色	アントシアニン(ブドウ、茄子、イチゴ等)

野菜の色は様々な働きがあり、例えばカロテンなどに特徴的なプロビタミンA活性は、体内でビタミンA

に変化し、粘膜の強化成長促進などの重要な働きをしています。この他、酸性の強い活性酸素(悪玉酸素)から身体を守る抗酸化作用も大事な役割です。

人間には、活性酸素を消去する能力がありますが、現代社会では活性酸素の発生源があまりにも多く、とても自力では防ぎきれません。そこで、野菜の力がどうしても必要なわけです。

(グリーン 238から一部抜粋)

野菜の色素(カロチノイド)にも得意分野がありカラダの各所で活躍

